原議保存期間10年 (平成34年3月31日まで)

各附属機関の長 各地方機関の長殿 各都道府県警察の長 (参考送付先) 庁内各局部課長 警察庁乙備発第10号、乙官発第16号 乙生発第9号、乙刑発第9号 乙交発第9号、乙情発第9号 平成23年11月30日 警察庁次長

災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について(依命通達)

東日本大震災(以下「本震災」という。)により、東北地方を中心として甚大な被害が発生する中、全国警察は総力を挙げて災害警備活動を推進し、国民の期待に応える一方、警察官及び警察施設に多大な被害が発生するなど、警察運営上反省・教訓とすべき状況が各方面に見られた。

本震災の被災県を含む全ての都道府県において、それぞれ地震、津波、水害、原子力災害、火山噴火等の災害の危険があることから、各都道府県警察では、これまで、地域防災計画、災害警備計画等を策定し、随時見直しを図るなど災害に係る危機管理体制の構築に努めてきたところであるが、本震災への対応において得られた反省・教訓を踏まえ、既存の災害に係る危機管理体制を再点検し、今後発生し得る災害に備え、これを再構築することが緊急に求められるところである。

このような中、本年11月9日、警察庁では、次長を長とする「災害対策検討委員会」を設置し、本震災への対応において得られた警察運営上の反省・教訓を整理し、各位が災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築を実施するに当たり重点的に検討すべき事項として、別添1及び2のとおり取りまとめたところである。

各位にあっては、下記方針に基づき、速やかに、災害に係る危機管理体制を再 点検した上、所要の措置を講じてこれを再構築されたい。

命により通達する。

記

- 1 実施上の留意事項
- (1) 再点検及び再構築に先立ち行うべき事項
 - ア 既存の計画の進捗状況の確認

災害警備計画等既存の計画の進捗状況について確認すること。特に、事 前対策に係る進捗状況については、緊急かつ確実に実施すること。

イ 被害想定の見直し

本震災の結果等を踏まえ被害想定の見直しを行うこと。特に、津波の想定浸水域や原子力災害発生時の避難範囲については、自治体等関係機関・

団体と連携して十分な検討を行うとともに、情報共有を図ること。

(2) 再点検及び再構築に係る実施事項

ア 検討すべき事項

災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築に当たっては、別添1又は 2に掲げる事項について重点的に検討すること。

あわせて、各機関の実情に応じて必要な事項についても検討すること。

イ 計画の見直し及び予算の確保

本震災における反省・教訓事項を踏まえ、見直し後の厳しい被害想定の下、災害警備計画等既存の計画における不十分な点、問題となる点等を明らかにし、また、実践的な訓練を行いつつ計画を見直すとともに、必要な予算を計画的に確保すること。

ウ業務継続計画の策定

庁舎の被災、ライフラインの途絶等に備え、大規模災害等緊急事態が発生した場合における優先的業務等を定めた業務継続計画を策定すること。

(3) その他

ア 実効性の確保

策定・改訂した各種計画については、図上及び実動訓練等を通じて検証 し、その改善を図るとともに、教養・訓練を実施し、各警察職員が災害発 生時に的確に行動できるようにすること。

イ 緊急かつ集中的な実施

災害の発生は予期し得ないことから、中長期的な取組が不可欠なものや、 計画的な予算措置を伴うものを含め、可能な限り緊急かつ集中的に実施す ること。

2 実施体制

災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築は、部局横断的に実施することが必要であることから、「災害対策検討委員会」の構成を参考とし、次の諸点に留意の上、実施体制を確立すること。

- (1) 附属機関、地方機関及び都道府県警察ごとに確立すること。
- (2) 警察本部長等を長とするなど、各位が指導力を発揮できる体制とすること。
- (3) 各機関内の総合調整、自治体等関係機関・団体との連携、都道府県予算の確保等を的確に実施できる体制とすること。

3 警察庁との緊密な連携

各位が実施する災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築は、警察庁における取組と密接に関連することから、詳細について通達等を参照の上、警察庁の関係部局と緊密な連携を図ること。

都道府県警察等における重点検討事項

第1 初動警察措置

1 初動態勢の確立

災害警備本部の編成

津波や原子力災害が発生した場合においても災害警備本部が十分に機能 するよう、本震災における被災県警察の体制も参考にしつつ、必要となる 業務の内容と分量を精査した上で、災害警備本部の編成を改めて点検し、 必要に応じて見直しを行う。

職員及び家族の安否確認

電話回線が不通となった場合や発信規制がかかった場合に備え、職員及びその家族の安否を迅速に確認する方策を検討する。

執務時間外における職員の参集

特に執務時間外における情報の伝達、要員の参集、幹部の搬送、任務の付与等について、厳しい被害想定の下、その具体的要領を検討し、訓練を 反復継続する。

警察署への支援

被害状況や警察措置に関する情報の集約・整理、派遣部隊の業務管理等に関し、警察署長を補佐する幹部や要員を警察本部から早期に派遣するなど、警察署への支援について検討する。

連絡要員の派遣、関係機関との連絡手段の確保等

災害の発生直後から関係機関と早期に連携が取れるようにするため、連絡要員の人数・派遣先、関係機関との連絡手段について検討するとともに、関係機関との合同訓練を繰り返し実施する。また、関係機関との人事交流を拡充させることを併せて検討する。

特別派遣部隊の受入

災害の発生直後からの応援部隊や支援物資の受入れを想定し、ニーズの調査、活動拠点の確保、部隊への情報伝達・任務付与・地理案内、物資の搬送・保管等について検討する。

業務継続計画の策定

電気、ガス、水道、燃料、通信等のライフラインが途絶した場合を想定して、非常時において優先すべき業務の内容、業務継続のための執務体制 や執務環境等を定めた「業務継続計画」を策定し、図上・実動訓練を実施 する。

備蓄物資の拡充

現在の備蓄状況を網羅的に把握した上で、新たに備蓄すべき物資の内訳、 適正な備蓄量、物資の安全な保管場所、物資の搬送手段等について検討し、 必要な予算を計画的に確保する。

また、中長期的にライフラインが途絶した場合を想定し、あらかじめ、食料や燃料の調達先となり得る関係機関や民間事業者と取決めを行うなど、物資の調達先を確保するための取組を進める。

警察施設や物資保管場所の耐震・耐浪化への取組

地震や津波が発生した場合でも警察施設の機能を維持し、非常用電源、 備蓄物資、装備資機材等を確実に利用できるようにするため、これらの保 管場所を見直すとともに、施設の耐震・耐浪化への取組を進める。

バックアップ体制の確保

警察施設が被災し使用不能となった場合を想定して、災害警備本部の機能の移転先、併せて移転すべき業務の内訳、人員・物資の搬送手段等について検討する。

2 通信指令

本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保

災害発生時には、緊急通報や無線通話の急増により、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、緊急通報の受理・指令要員や通報内容の記録・集約・精査を行う要員を増強するなど、緊急時における本部通信指令室及び警察署通信室の体制の確保について検討する。

通信指令システムの機能の確保

災害発生時において通信指令システムの機能を確保するため、通信指令 施設の耐震強度等を把握した上で、施設の耐震性を向上させる方策、非常 用電源の円滑な運用等について検討する。

災害発生時の対応マニュアルの策定

避難誘導等に従事する現場警察官の安全を確保する観点を含め、災害関連情報の提供や対応方針に関する指示を無線により迅速かつ的確に行うための方策を検討し、災害発生時の対応マニュアルを策定する。

無線の輻輳への対策

災害発生時に移動局が一斉に通話を行うことにより無線が輻輳した場合には、通常時の呼出応答方式ではなく、通信指令室の許可を受けて通信を 行う方式(宰領通話)への移行を検討する。

3 警察用航空機の運用

航空隊における準備

災害発生時には、他の都道府県警察から応援派遣された航空機の受入れ、

航空機の運航に関する統制・調整、駐機場所の確保等の業務が大幅に増加することを踏まえ、航空隊においてこれらの業務を円滑に遂行するための措置を検討する。

航空隊施設の機能の確保

災害により航空隊施設が使用不能とならないようにするため、航空隊施設の耐震強度等を把握した上で、施設の耐震性を向上させる方策、停電時に必要となる電力量に見合う規模の発動発電機の確保等について検討する。

広域運用マニュアルの見直し

応援航空機が被災した都道府県警察へ安全に派遣され、現地で円滑に活動できるようにするため、受入れを行う際の航空隊基地における離着陸要領、夜間照明及び航空燃料の確保等について検討し、現行の広域運用マニュアルの見直しを図る。

4 警察情報通信の維持

技術力の向上や知識の習得等による事案対処能力の強化

災害の発生を想定した実践的対応訓練の実施及びその結果の検証等を継続的に行い、機動警察通信隊の練度向上を図る。特に都道府県警察が実施する各種訓練に参加して、知識の習得及び対処能力の向上を図る。

また、代替総合指揮室として機能するために必要な通信機器、通信回線等をリストアップし、応急用通信機器の設置方策について検討する。

さらに、ヘリテレ固定追尾装置等の事案対処に必要な通信機器等の定期 点検及び補強を図る。

通信機器等の搬送手段の確保

冬期においてスノーモービルを始めとする雪上車等による搬送を受託する業者を確認し、平素から情報交換・連携等を図るとともに、災害時に円滑に委託契約等ができるように準備する。

また、警察本部等の立地条件や、発生する可能性のある災害規模等を勘案し、安全かつ搬送効率の良い場所に応急用資機材の保管場所を確保できるように関係機関との間で調整を進める。

無線中継所の機能の維持

無線中継所への複数の登山ルートを確保するため、図上での検討を行う ほか、航空隊や機動隊と合同で山上中継所及びその周辺区域の実査を行う など、効果的に情報を収集し、その結果を共有する。

電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携

電力線の復旧や燃料の提供が優先的に行われるよう、関係事業者と契約 の締結等を進めるとともに、平素から情報交換・連携を図る。

警察情報通信システムの障害への対応

警察情報通信システムの機能に障害が発生した場合に備え、障害の内容や原因を迅速に特定し報告するための具体的な方法を策定するなど各警察情報通信システムが被災した際の具体的な対応要領を作成し、復旧のための訓練を実施する。また、情報管理システム等のサーバの停止、ネットワークの途絶、電力供給の停止、夜間や休日における災害の発生を想定した対処方策を業務継続計画に規定する。

衛星携帯電話の活用

電気通信事業者や警察が管理する各種地上系通信手段が全て途絶することを想定し、各種の災害対応訓練において衛星携帯電話を使った訓練を実施する。

5 情報の収集、集約、広報

情報の集約・整理・記録

災害発生時には膨大な情報が錯綜するため、災害警備本部において情報 を集約して整理するための要員を十分に確保するとともに、時間の経過と ともに記録が散逸することのないよう必要な措置をとる。

情報の収集・集約・報告に関する教養

被害状況や警察措置に関する情報を迅速かつ正確に収集・集約するため、全警察職員に対し、情報の伝達ルートや報告に際しての留意事項について継続的に教養を実施する。また、警察庁等への報告要領について、用語の定義・解釈や報告様式に誤りが生じないようにするため、災害警備本部の要員に対する教養を徹底する。

通信指令部門と災害警備本部の情報共有

緊急通報受理画面、地理情報システム等を災害警備本部に整備するなど、 災害警備本部においても緊急通報により得られた情報を集約し得る態勢を 検討する。

関係機関との情報共有

知事部局、市町村、消防、自衛隊、海上保安庁等との間で被害状況や応急対策の実施状況に関する情報を的確に共有するため、連絡窓口の設定、 具体的な役割分担等について調整を進める。

報道対応

災害関連情報は原則として公開する方針の下、画像・映像を含めた広報素材を幅広く集約して報道機関に提供したり、報道機関からの膨大な照会を処理したりするための方策を検討する。また、広報資料の作成・配布時の点検等、ヒューマンエラーによる誤報を防止する方策を徹底する。

ウェブサイトによる広報

災害発生時において都道府県警察のウェブサイトに特設ページを迅速に 開設するための方策を検討する。また、掲載内容を適宜更新し、新しい情 報を発信するための方策について検討するとともに、他のウェブサイトと 相互にリンクを張るなど、アクセス向上のための方策を検討する。

6 津波災害からの避難誘導

危険箇所・避難場所・避難経路・要援護者等に関する実態把握

自治体のハザードマップの改正作業に参画するなど、自治体と連携して 危険箇所、避難場所、避難経路、災害時要援護者等に関する実態把握や過 去の事例研究を進める。

津波に対する住民の危機意識の醸成

迅速かつ的確な避難誘導を行えるようにするため、沿岸に所在する警察署を中心として、地域住民に対する広報啓発活動や自治体や地域住民と合同で実践的な避難訓練を行うことにより、津波に対する住民の危機意識を醸成する。

活動要領の策定・訓練

津波の想定浸水域の見直しや地勢的特性等を踏まえた上で、各警察署ごとに、津波の到達時間に応じて警察署職員や装備資機材の運用を検討し、 自治体等と連携しつつ、津波災害時における活動要領を策定する。

また、通信機器や道路が被災した場合における情報伝達訓練や装備資機材の着装訓練等を定期的に又は随時抜き打ちで実施するとともに、職員に対し、地域の特性を踏まえた津波災害に関する教養を徹底する。自治体等関係機関が主催する訓練にも積極的に参画する。

避難誘導等に従事する警察官の安全確保

本震災において津波の到達予想時刻は比較的正確であった事実を全警察職員に周知させるとともに、到達予想時刻を基準に退避時間を速やかに設定して避難誘導に従事する全ての警察官に迅速かつ確実に伝達するための方策を検討し、図上・実動訓練を反復継続する。

また、救命胴衣、ヘルメット等、警察官の殉職や受傷を防止するための 装備資機材の整備を検討する。

7 津波災害からの救出救助

広範な浸水を想定した救出救助の訓練

警察用航空機を活用したホイスト救助の練度を高めるための訓練を検討・実施するほか、ボートを利用した救出救助の方法等を検討し、訓練を継続的に実施する。

救出救助に係る装備資機材の整備

今回の震災対応で有効性が認められたボート、救命胴衣、浮き輪等の装

備資機材の整備を検討するとともに、これらの資機材を活用した訓練を継続的に実施する。

8 原子力災害対策

緊急防護措置計画範囲を踏まえた実態把握

緊急防護措置計画範囲(UPZ: Urgent Protective action planning Zone)が広範囲に設定されることが予想されるため、避難誘導や防犯対策が必要な施設、検問や交通規制を行うべき地点、特別派遣部隊の活動拠点等に関する現状の把握を進める。

関係機関との情報共有、住民への情報伝達

原子力災害発生時における関係機関との情報共有、地域住民への情報伝達方法等について自治体等と連携して原子力災害対策に関する要領を検討するとともに、厳しい想定の下で関係機関や地域住民と連携した実践的訓練を実施する。

放射線量のモニタリング

放射線量測定器や放射線防護資機材を活用して警察独自の情報収集を組織的に実施し、応急対策の前提となる実態把握を迅速に行うことについて検討する。

要援護者の避難誘導

原子力災害における避難誘導は、津波災害と比べて多数の要援護者を長距離かつ一斉に搬送することが必要となるため、実施体制のほか、要援護者の人数・所在地、連絡方法、搬送手段、搬送先等について施設管理者、自治体等、関係機関と検討する。

放射線に関する教養

放射線は五感で感知することができないことから、放射線に関する基本的な知識や対応要領に関する教養を継続的に実施する。

個人被ばく線量の管理

原子力災害発生時において、警察職員の個人被ばく線量を組織的に管理 するための体制、要領、資機材の整備を検討する。

9 帰宅困難者対策

自治体及び事業者との連携

公共交通機関や大規模集客施設において大量の帰宅困難者が発生した場合を想定し、帰宅困難者に対する情報伝達や物資の供給、帰宅困難者の収容施設の確保等について、自治体及び事業者との間で情報共有、役割分担、訓練の実施を検討する。

10 被留置者への対応

非常計画の見直し・訓練の実施

被留置者の避難や移送を的確に行うため、津波等により広範囲にわたって被害が発生した場合の避難場所、休日や夜間に被災した場合の護送体制等を検討し、非常計画の見直しを図るとともに、同計画に基づく訓練を行う。

被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備

ライフラインが途絶した場合を想定し、被留置者の食糧や飲料水、簡易トイレ、場内照明のほか、衛星携帯電話等の通信機材や被留置者の避難時に使用できる車両等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備 資機材等の整備を図る。

検察庁等との連携

災害時の被留置者の移送等に関し、通信が途絶した場合を想定した対応 策や刑事施設(拘置所等)への移送等の手続について、検察庁等と事前に 協議し、対応要領について整理するなど、平素から連携を図る。

第2 交通の規制

1 緊急交通路の確保

具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し

具体的な被害を想定し、自治体の防災計画や隣接県警察の交通規制計画とも整合性のある交通規制計画を策定する。

交通規制計画の広報

災害発生時の交通規制について、平素からウェブサイトに掲載するなど 積極的な広報を行う。

2 緊急通行車両確認標章の交付

公的機関に対する事前届出制度の再周知

災害発生時に災害応急対策を実施する公的機関に対して、事前届出制度 を再周知することにより、事前届出制度の活用を促進する。

公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結の促進

公的機関との契約等により民間事業者等の車両も緊急通行車両確認標章の交付対象となることから、公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結を促し、事前届出制度の活用を促進する。

緊急通行車両の確認事務の再教養

人員が手薄になる夜間・休日を含めて、緊急通行車両の確認事務を適切 に行うことができるよう、再教養を行う。

警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄

大規模災害発生時において、標章・証明書を円滑に交付するため、警察本部と警察署のいずれにおいても十分な標章・証明書を備蓄する。

3 信号機の滅灯対策

信号機電源付加装置の整備促進

主要幹線道路等に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備を推進する。また、信号機電源付加装置が整備されていない信号機の滅灯対策として、可搬式発動発電機の整備を推進するとともに、停電時に優先的に発電機を接続する信号機の選定や操作マニュアルの作成・周知を行う。

津波等にも耐え得る信号機の整備促進

津波による浸水に備えて沿岸部に整備する信号機の制御機を高所に設置するなど、設置箇所において想定される災害を考慮し、機能停止を防止するための対策を推進する。

第3 検視、身元確認等

1 遺体の取扱い

自治体との連携による検視等の場所の確保

自治体と緊密に連携・調整し、検視等の場所や遺体安置所として長期間使用することが可能な施設を複数箇所決めておくなど、災害発生時における検視等の場所の確保等を進める。

身元不明遺体の引渡しに関する自治体との協力関係の構築

身元不明遺体や身元が判明しているものの遺族等の事情により引渡しが 困難な遺体の取扱い(埋火葬)に関し、被災地と被災地以外の自治体が協 力関係をあらかじめ構築しておくよう都道府県警察から自治体に働き掛け を行う。

2 身元確認の方法

医師会等との連携の強化

自県での災害の発生や他県への派遣を想定し、自治体や医師会、歯科医師会等との合同訓練の実施、各種会合の開催等により、連携の強化を図る。

遺体の身元確認に資する資料の収集・確保

身元確認においては、本人に直接関係する指紋、DNA型検査資料、歯 牙情報等が重要であることから、これら資料の多角的な採取方法、収集す べき物品、被災者への周知方法、資料の提供場所の確保等を検討する。

第 4 行方不明者対策

1 行方不明者の捜索

水没地域における捜索

津波災害により冠水した地域で捜索を効果的に進めるため、排水ポンプ

の手配や、水中胴長靴、水中ソナー、水中ナイフ、ゴムボート等の装備資機材の整備を検討する。

大量の瓦礫への対策

大量の瓦礫の中で捜索を行うことを想定し、瓦礫を撤去するための重機の確保、民有地における瓦礫の取扱い、受傷事故防止のための装備資機材の整備等について検討する。

捜索に関する関係機関との連携

自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関と合同で捜索活動を行うことを 想定し、連絡窓口の設定、役割分担の確認、合同訓練の実施等、効率的に 活動を推進するための方策を検討する。

捜索状況の管理

広範囲にわたって行方不明者の捜索を行う場合を想定し、地図情報システムや警備指揮支援システムを活用して遺体発見場所、行方不明者情報、 捜索実施箇所等を視覚的に確認するための仕組みを検討する。

2 行方不明者情報の収集・整理

行方不明者情報の処理体制の確保

災害発生時には行方不明者に関する多数の届出や相談がなされることから、行方不明者相談ダイヤルへの対応要員、特別回線の増設、情報管理・ データ入力要員等の行方不明者情報の処理体制について検討する。

行方不明者情報の精査、市町村との連携

行方不明者情報については、届出や相談の重複を排除する「名寄せ」や、 住民基本台帳との突合せ等を通じて内容を精査することが不可欠であるこ とから、警察庁の検討を踏まえ、行方不明者情報の処理に係る要領や市町 村との連絡調整の要領について検討する。

第5 治安の維持

1 治安維持機能の回復

被災地における犯罪情勢の把握

被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握するため、報告手段、報告内容等について検討する。

被災地における広報啓発活動・相談活動

避難所等における犯罪やトラブルの発生を防止するため、災害発生時における広報啓発活動や相談活動に関し、情報伝達の手段や提供すべき情報の内容について検討する。

警戒区域における警戒警備

警戒区域が設定された場合を想定し、検問やパトロールを実施する体制、

要領等を検討する。また、自治体に対しては、検問箇所以外の道路から区域内に侵入することを防止するための物理的な措置や、立入許可の基準の明確化、許可の有無が検問現場で即座に判断できる標章の配布や照会要領の策定を働き掛ける。

警備業者や防犯ポランティア等との連携

災害発生時における治安維持のため、各都道府県警備業協会や警備業者、 防犯ボランティア等との連携について検討する。

2 災害に便乗した犯罪の取締り

無人となった住宅・店舗、ATMに対する防犯対策

災害発生時には、無人となった住宅・店舗やコンビニエンスストア等のATMを狙った窃盗事件が発生するおそれがあるため、警戒・警らの体制確保や効果的な防犯対策について検討する。

災害に便乗した詐欺事件等への対応

災害発生時には、災害に便乗した詐欺事件等が発生し、その手口も時間の経過に伴って変遷することから、警察署や関係機関・団体からの情報収集・集約、効果的な取締り、被害防止のための広報啓発活動の進め方について検討する。

流言飛語への対応

被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語 の流布防止を図るため、効果的な対策を検討する。

復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進

災害発生時には、暴力団が復旧・復興事業に介入するなど資金獲得活動を展開することが予想されるため、復旧・復興事業の全体像や暴力団の動向に関する情報収集、業界や大規模事業ごとの暴力団排除連絡協議会の設置・活用、自治体の公共事業等における暴力団排除規定の整備を推進する。

外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供

災害発生直後の外国人犯罪組織の動向把握を徹底するとともに、外国人 集住地域総合対策の一環として、関係機関と連携するなどし、一般の外国 人が情報を入手しやすい環境づくりを推進する。

3 警衛・警護

被災地における警衛・警護の態勢の確保

災害発生時には警衛や警護が頻繁に行われるため、天皇、皇族及び警護対象者の安全確保方策や被災地における警衛・警護態勢の構築について検討する。

4 計画停電への対応

犯罪抑止対策

計画停電や節電が実施された際の地域住民の不安を取り除くために必要な取組を検討する。

情報管理システム業務継続のための電源系統の見直し

都道府県警察情報管理システムにおいて実施されている業務のうち重要なものについては計画停電が実施された場合でも継続できるよう、システムを構成する全ての機器が非常用電源設備に収容されていることを確認し、必要に応じて電源系統の変更等を検討する。

警察通信施設の機能維持のための電源確保

緊急時に必要とする種別の燃料が安定して提供されるよう、業者と契約の締結を進めるとともに、発動発電機が未整備の無線中継所への発動発電機の整備や、既設発動発電機の計画的更新を行う。

第6 被災者の支援

1 行政手続の特例

運転免許証の再交付手数料の免除に関する特例規定の検討

各都道府県の手数料条例において、災害により運転免許証を亡失等した 被災者に係る再交付手数料を必要に応じて免除する特例を設けることにつ いて検討する。

災害発生時における行政手続の特例に関する教養

災害発生時には、道路交通法(運転免許) 銃砲刀剣類所持等取締法(所持の許可)等に規定された行政手続に関し、各種の特例が措置されたり、 運用が変更されたりする場合があることから、平素から必要な教養を実施する。

2 被災者の生活・心情への配慮

大量の拾得物等の取扱い

津波等により膨大な量の金庫等の拾得物が発生する可能性があるため、 その受理・保管について検討を行う。また、銃砲刀剣類等の禁制品や危険 物が流出した場合の措置について検討する。

避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導

避難所や仮設住宅を巡回して相談受理、防犯指導等を行うために必要な 情報の収集方法や体制、資機材等の確保について検討する。

運転免許証の再交付手続の早期再開等に必要な態勢の整備

災害発生時に、運転免許証の再交付手続を早期に再開できる態勢の整備を図る。また、災害により運転免許試験場や警察署等が被災した場合に、 臨時の受付窓口を設置したり、避難所を巡回して申請受付を行ったりする など、被災者の利便を考慮した措置を講じることができるような態勢の整

備を図る。

さらに、運転者管理システムや免許台帳ファイリングシステムのサーバ等に保存されている運転免許関連データについて、災害によりこれらのサーバが設置されている施設が倒壊し、データが消失するなどした場合を想定し、災害に強い施設において分散保管するなどの措置について検討する。

災害による少年非行等対策

災害の発生に起因する少年の問題行動等の発生が想定されるため、適時 適切な措置をとるための情報収集等の方策について検討する。

第7 部隊の派遣

1 派遣部隊の招集・出動・移動

災害警備本部の体制

遠方での災害であっても一定規模以上の災害では警察本部長等を長とする組織を設置し、派遣部隊に関する総合調整機能を確保するとともに、自 県の災害対策と部隊派遣業務を両立させる十分な体制を確保できるよう、 災害警備計画等の見直しや訓練を検討する。

派遣部隊の迅速な招集・出動

派遣部隊の招集・出動を迅速に行うための態勢や訓練を検討するとともに、人事異動直後の発災を想定し、部隊員の指定や編成を可及的速やかに行うことを徹底する。また、比較的早期に招集できる府県機動隊については、警察署に分散配置されている管区機動隊の合流を待たずに、準備が整った部隊から順次出動することや、先行して前進待機することも検討する。

派遣方面別の移動経路の選定

被害想定ごとに被災地への移動経路をあらかじめ選定するとともに、災害発生直後に被災地及び被災地までの経路に係る情報を迅速に把握するための方策を検討する。

装備資機材、生活必需品の整備・備蓄・搬送

部隊活動に必要な装備資機材や生活必需品を計画的に整備・備蓄するとともに、派遣規模に応じた搬送計画を策定する。

支援物資の調達・搬送

被災県警察への支援に充てられる物資の内容・数量や調達先を把握する とともに、その搬送方法を検討する。

通信機器等の搬送手段の確保

情報通信部が所有する車両を緊急自動車として指定したり、運送事業者と優先契約の締結等を進めることなどを検討するとともに、交通網が途絶した場合においても通信機器等を搬送できるよう、都道府県警察の警察用

航空機、警備艇等による輸送について、都道府県警察との連携を図る。

2 派遣元の治安の維持

派遣元の治安を維持するための体制

多数の職員を被災地へ派遣した場合に備え、派遣元の治安を維持するために最低限必要な体制について検討する。

第二機動隊等の能力向上

機動隊や管区機動隊を被災地へ派遣中に派遣元において突発的な警備事 案が発生した場合に備え、第二機動隊等の予備部隊の能力を向上させる方 策を検討する。

警察庁における重点検討事項

1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築

首都直下地震の発生を見据え、政府における検討状況を踏まえつつ、従来の被害想定以上に被害が甚大である事態を独自に想定し、警察庁における業務継続体制やバックアップ体制に係る検証及び必要な見直しを行うとともに、「警察庁業務継続計画」の改定に向けた検討を行う。

(1) 初動措置関係

警察庁職員への情報伝達、安否確認

通信手段が途絶した場合においても、災害時伝言ダイヤル等を活用して 職員への情報伝達や安否確認が実施できるよう、代替手段・補完措置に関 する検討を行う。

警察庁職員の非常参集、任務分担

防災担当職員用宿舎(危機管理宿舎)に居住する職員を始め、職員の参集時間に係る調査を実施するとともに、参集した職員への任務付与に関するシミュレーションを実施する。また、非常参集する職員に必要な居住場所の確保について検討する。

警察庁幹部の搬送、欠員時の措置

災害発生時における警察庁幹部の搬送手段について見直すとともに、幹部に事故があった場合に備え、あらかじめ職務代行者を指定しておくなどの補完措置を講じる。

(2) 業務継続関係

非常時優先業務の精査

従来の非常時優先業務の格付けを見直し、継続的に実施すべき優先業務の内容や遂行体制を精査する。

災害警備本部の編成や連絡要員の見直し

警察庁に設置する災害警備本部の班編成や要員数について、見直すとともに、官邸、関係省庁、被災地等に派遣する連絡要員を十分に確保できるよう検討を行う。

備蓄の拡充

食料・飲料水、燃料、生活必需品、事務用品、安全確保のための資機材等の必要物資について項目・数量を見直すとともに、備蓄の拡充に向けた検討を行う。

負傷者の救護

救護班の編成や自主的な救急処置の内容、医師・看護師の手配、負傷者

の収容場所の確保、搬送先医療機関の選定、搬送手段の確保等に関する検 討を行う。

通信手段の確保

様々な事態を想定した実践的訓練の実施、衛星携帯電話や応急通信対策 車等の資機材の整備、無線中継所等の通信施設の災害への備えの強化等を 通じ、災害時に警察措置に必要な通信を迅速・的確に確保する。

情報システムの機能の確保

災害発生時であっても、情報共有のために必要となる情報システムの機能を確保するための対策を検討する。

総合対策室の機能強化

短時間で災害警備本部要員が情報を共有するための方策を始め、総合対策室の機能強化を検討する。

(3) バックアップ体制関係

関東管区警察局の受入能力及び警察庁の機能移転後の官邸等との連携に 係る検討

関東管区警察局における通信施設や資機材、食料・飲料水、生活必需品、 事務用品等の整備状況について調査を行うとともに、政府の対策本部へ要 員を派遣する手段、対策本部との情報共有方法等について検討する。

その他の機能移転先の検討

関東管区警察局が被災した場合等に備え、関東管区警察局以外の警察庁機能の移転先候補を模索するとともに、警察通信施設の設置を始めとする 受入能力の強化、官邸等との連携方法について検討する。

機能移転に伴う移動・搬送手段の検討

関東管区警察局その他の施設に警察庁の機能を移転した場合を想定し、 当該施設に人員、資料、資機材等を搬送する手段や経路、燃料の確保等に 関する検討を実施する。

2 制度の改善・見直し

本震災への対応では、事前の想定がなかったために、被災地の実態や要望に 応じて緊急に講じた措置や、法令や通達の根拠なくして事実上講じた措置が数 多く見受けられるところ、今後の災害に備え、これらの措置をあらかじめ制度 化しておくなど、制度の改善・見直しを検討する。

(1) 部隊派遣関係

本震災で初めて編成・派遣した以下の後発部隊に関し、広域緊急援助隊に準じて、編成基準、部隊員・車両の指定、派遣要領、任務等を定めた通達の発出を検討する。

・ 地域警察特別派遣部隊:制服警察官・パトカーによる警戒警ら

生活安全部隊 : 女性警察官等による避難所等の巡回、相談対

応

・ 特別機動捜査派遣部隊:機動捜査隊員による初動捜査

身元確認作業支援部隊 : 行方不明者の家族からの再聴取及び資料採

取、行方不明者本人に直接関係する資料の有

無の確認及び採取

・ 特別交通派遣部隊 : 交通部門に所属する警察官による交通対策

・ 第二機動隊 : 行方不明者の捜索、警戒警ら、検問

警護部隊 : 被災地を訪問する要人の警護

・ 受援部隊 :派遣部隊・物資の受入れ

情報通信支援部隊 :情報通信業務の支援

既存の広域緊急援助隊(警備・交通・刑事)についても、活動期間の延 長も含め、運用方針の見直し(通達の改正)を検討する。

派遣部隊の食料、燃料及び宿泊場所の確保や車両等の装備資機材の管理 換え、搬送等のロジスティクス支援を災害発生直後から実施できるように するため、本震災における支援対策室のスキームを制度化する。

統一的な基準で他県情報通信部等への支援可能数量を管理できるように するため、応急通信対策用資機材の保有基準を策定する。

(2) 検視、身元確認等及び行方不明者関係

今後の災害に備え、検視、身元確認等に係る対処能力の向上を図るため、 多数の遺体の取扱いに関する実施要領や記録方法の在り方を検討する。

DNA型記録取扱規則は、犯罪捜査に資するためのDNA型記録の取扱要領を定めるものであり、また、死体取扱規則は、DNA型検査を身元確認に用いることを明示的に定めていないことから、身元確認のためのDNA型検査に関する規程の整備について検討する。

本震災では、関係団体や防衛省に対し、立会医師の派遣を多数依頼し、 医療職の国家公務員の報酬額に準じて謝金の額を定めたところ、今後の災 害における多数の遺体の取扱いを想定し、適切な謝金の在り方を検討する。

被災県警察に寄せられた行方不明者に関する相談については、行方不明 者発見活動に関する規則に規定する行方不明者届として受理をするには、 膨大であったこと、必ずしも規則の要件に該当しない相談があったこと、 行方不明者1人に対して複数の相談があったことなどから、規則に基づく 届出の受理を保留することとなった。このような事態を回避するため、混 乱期間、混乱がある程度収束した期間の対応等段階的な行方不明者の取扱 いについて検討する。

(3) 交通規制関係

緊急通行車両確認標章の交付に当たり、本震災では、個別の通達により 逐次標章の交付対象の拡大を行ったが、今回の対応を踏まえ、緊急通行車 両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方の整理を行う。

(4) 被災者支援関係

本震災では、被災者の負担軽減を図るため、各種の行政手続について特例化や簡素化を進めたところ、大規模災害の発生を想定して事前に法令の改正や通達の発出を行っておくなど、制度化を図っておくべきものがないかどうか検討する。

(5) 広報関係

警察の災害警備活動に対する国民の理解を促進するため、被害状況に関する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、警察措置に関する広報活動を更に積極的に推進するための方策を検討する。

3 関係機関・団体との協議

以下の事項については、今後の災害に備え、関係する国の機関や団体との間で対処要領の策定や協定の締結を行うことが必要であるため、警察庁の関係課において協議・調整を進める。

(1) 初動警察措置関係

- ・ 部隊活動に関する自衛隊等関係機関との合同訓練、協定の締結
- ・ 自衛隊等関係機関からの燃料補給支援、施設の借用
- ・ 燃料の携行に関する各種規制との関係の整理
- 外国救助部隊の受入れ
- ・ 電力会社との停電時における早期停電対応措置(警察庁、各管区警察局、 各都道府県警察本部、中継所等)
- ・ 航空法に定めるヘリコプターによる爆発物等(燃料、発動発電機)の輸送の事前承認

(2) 交通規制関係

政府に緊急輸送を委託された車両やボランティア関係車両の取扱い

(3) 検視、身元確認等及び行方不明者関係

- ・ 遺体発見時の状況に関する情報の正確な引継ぎ
- ・ 検視等の立会医師の派遣
- ・ 行方不明者の D N A 型検査資料を身元確認に活用するための関係機関へ の協力依頼
- ・ 歯牙情報の分類の標準化や生前情報の活用
- ・ 携帯電話の契約者情報の活用

・ 行方不明者の死亡認定手続の運用

(4) 治安維持・被災者支援関係

- ・ 治安確保に向けた警備業者との連携
- ・金融機関やATMの防犯対策
- ・携帯電話の基地局情報及びGPS位置情報の活用
- ・ 震災に便乗した詐欺等に関する情報収集
- ・ 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進